



紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和7年2月18日
発行:紋別警察署
地域・交通課
電話:0158-23-0110
NO.9



ゆずいあい



まもいあい

思いやり運転



令和2年6月30日、道路交通法の改正で、妨害運転罪が創設されたことにより、「**あおり運転**」行為が**厳罰化**されました。

①妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両の通行を妨害する目的で、一定の違反をした場合＝あおり運転

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

違反点数25点

免許取消し
(欠格期間2年)

②妨害運転（著しい交通の危険）

①によって著しい危険を生じさせた場合



5年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金

違反点数35点

免許取消し
(欠格期間3年)



一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類形の違反

通行区分違反 急ブレーキ禁止違反 車間距離不保持 進路変更禁止違反

追越し違反 減光等義務違反 警音器使用制限違反 安全運転義務違反

最低速度違反（高速自動車国道） 高速自動車国道等駐停車違反



迷わず
110番!!



妨害運転を受けた場合は、安全な場所に避難し、
車外に出ることなく、110番通報をしてください!!



● ● ● 北見方面紋別警察署 ● ● ●